

深谷市児童育成支援拠点事業運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行うことを目的とするものである。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 深谷市児童育成支援拠点事業運営業務委託
- (2) 業務内容 本業務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第20項の規定する児童育成支援拠点事業とし、別紙、深谷市児童育成支援拠点事業運営業務委託仕様書のとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として選定された事業者の企画提案内容に応じて仕様を変更することがある。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、履行開始日は令和9年1月を予定しているが、受託者の準備状況に応じて市と協議の上、決定するものとする。
- (4) 委託金額 32,151,000 円を上限とし、内訳は次の表のとおりとする。なお、本業務は社会福祉法第2条に規定される第二種社会福祉事業に該当することから、委託料に係る消費税及び地方消費税は非課税とする。

【委託上限額 内訳】

費用区分	令和8年度	令和9年度
基本分	4,095,000 円 (819,000 円/月)	10,452,000 円
送迎加算	362,500 円 (72,500 円/月)	936,000 円
ソーシャルワーク専門職員配置 加算（※1名を想定）	956,250 円 (191,250 円/月)	2,297,000 円
心理療法担当職員配置加算（※1 名を想定）	956,250 円 (191,250 円/月)	2,297,000 円

長時間開所加算（平日分） ※1時間の延長を想定	250,000 円 (50,000 円/月)	651,000 円
長時間開所加算（長期休業等） ※3時間の延長を想定	180,000 円 (36,000 円/月)	468,000 円
賃借料補助加算（賃貸物件にて業務を実施する場合）	1,250,000 円 (250,000 円/月)	3,000,000 円
開設準備経費（施設改修費用） ※開設準備経費（施設改修費）の対象外経費の例：送迎車両に係る購入費、車検代、税金	4,000,000 円	—
合計	12,050,000 円 (1,610,000 円/月)	20,101,000 円

※ 令和8年度費用は、「開設期間（最大5か月）に応じて上記各月額に開設月数を乗じた金額＋開設準備経費」を委託上限額とする。

3 選定方針

(1) 審査主体

審査は、「深谷市児童育成支援拠点事業運営業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置する、深谷市児童育成支援拠点事業運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(2) 審査方式

ア 第1次審査

参加者から提出された書類（参加申込書等）の内容について書類審査を行い、上位5者を選定する。ただし、審査対象者が5者以下の場合は、第1次審査を省略できるものとする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された者から提出された書類（企画提案書等）の内容について、プレゼンテーションを実施したうえで審査を行い、受託候補者1者及び次席者1者を特定する。ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは、受託候補者を特定しない場合がある。

ウ その他

審査委員会の委員構成については、本業務委託の契約締結が完了するまで公表しないものとする。

4 実施スケジュール

	実施内容	実施期間
第1次審査	実施要領等の配布	令和8年8月31日（月）から 令和8年9月8日（火）まで
	参加申込み・第1次審査に関する質問書受付期間	令和8年9月1日（火）から 令和8年9月3日（木）まで
	質問書に対する回答	令和8年9月7日（月）
	参加資格・第1次審査関連書類の提出期限	令和8年9月8日（火）
	参加資格確認通知書の送付	令和8年9月9日（水）
	第1次審査	令和8年9月11日（金）
	選定・非選定通知書の送付	令和8年9月11日（金）
第2次審査	第2次審査に関する質問書受付期間	令和8年9月14日（月）から 令和8年9月15日（火）まで
	質問書に対する回答	令和8年9月18日（金）
	第2次審査関連書類の提出期限	令和8年9月28日（月）
	第2次審査	令和8年10月7日（水）
	特定・非特定通知書の送付	令和8年10月中旬（予定）

5 実施要領等の配布期間

（1） 配布方法

深谷市ホームページからダウンロード

(<https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/kodomomirai/seishonen/tan-to/20280.html>)



ホームページ QRコード

（2） 配布期間

令和8年8月31日（月）から令和8年9月8日（火）まで

6 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1） 本プロポーザル公募開始日時点で、次に掲げるいずれかの事業を継続して3年以上実施している者であること。

ア) 子どもに対する放課後等の居場所の提供

- イ) 子どもに対する学習支援の提供
- ウ) 子どもに対する食事の提供や生活習慣の形成支援
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 本プロポーザル公募開始日において、深谷市物品等競争入札参加資格者名簿のうち「福祉医療介護業務等」に登載されている者であること。ただし、名簿に登載されていない者であっても、次に掲げる書類を提出することで、本プロポーザルに参加することができる。
- ア 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
- イ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- ウ 市税に滞納がないことの証明書
- エ 財務諸表
- (4) 本プロポーザル公募開始日から契約締結までの間に、深谷市の契約に係る入札参加停止などの措置要綱及び深谷市暴力排除措置要綱に基づく、入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 国税又は地方税等を滞納していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団等及びそれらに利益のある団体等でない者であること。
- (10) 本プロポーザルに参加する者同士について、代表権を有する者が同一の会社及び役員が兼務している会社でないこと、並びに会社法第2条に規定する親会社及び子会社の関係にないこと。

7 参加資格・第1次審査関連書類の作成及び提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各1部提出しなければならない。ただし、ウ（履歴事項全部証明書）、ク（法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書）及びケ（市税に滞納がないことの証明書）は、提出日前3ヶ月以内に発行されたもの（原本）に限るものとする。

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 事業者概要調書（様式2）
- ウ 履歴事項全部証明書
- エ 定款、規約又はこれらに準ずる書類
- オ 運営規程
- カ 法人の財務諸表（直近のもの）
- キ 役員の氏名、住所等一覧（任意様式）
- ク 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（「その3」又は「その3の3」）
- ケ 市税に滞納がないことの証明書
- コ 業務実績調書（様式3）
- サ 応募資格がある旨の誓約書（様式4）

（2）提出方法等

ア 提出期間

令和8年9月1日（火）午前9時から令和8年9月8日（火）午後5時まで

イ 提出先

本要領13に掲げる事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。持参する場合の受付日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時を除く。）とし、持参する前に事務局に連絡することとする。郵送の場合は、上記アの提出期限までに必着とする。また、本市が受領するまでの間に事故・天災等で紛失・遅延した場合の事情は考慮しない。

（3）提出書類（参加申込書等）に関する質問の受付及び回答

提出書類（参加申込書等）の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。なお、審査及び評価に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和8年9月3日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先

本要領13に掲げる事務局

ウ 提出書式

質問書（様式6）

エ 提出方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「深谷市児童育成支援拠点事業運営業務

委託（参加申込み・第1次審査）に関する質問」として、送信すること。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、令和8年9月7日（月）午後5時までに、市ホームページに掲載する。

8 第2次審査関連書類の作成及び提出

参加資格を認められ一次審査を通過した者は、次のとおり第2次審査関連書類を各必要部数提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式5） 12部 （正本1部、副本11部）

正本には商号又は名称及び代表者名を記入したもの、副本は正本と同じ内容であるが、商号又は名称及び代表者名を記入していないものとする。

イ 見積書

見積書は、合計額と各年度の人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。「子ども・子育て支援交付金の交付について」（こ成事第174号 令和8年4月8日付け）別紙（子ども・子育て支援交付金交付要綱）に記載の補助基準額を踏まえて金額を計上すること。なお、令和8年度分については、「2業務の概要【委託上限額 内訳】」に記載の基準額を踏まえて金額を計上すること。

(2) 提出方法等

ア 提出期間

令和8年9月14日（月）午前9時から令和8年9月28日（月）午後5時まで

イ 提出先

本要領13に掲げる事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。持参する場合の受付日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時を除く。）とし、持参する前に事務局に連絡することとする。郵送の場合は、上記アの提出期限までに必着とする。また、本市が受領するまでの間に事故・天災等で紛失・遅延した場合の事情は考慮しない。

(3) 留意事項

ア 企画提案にあたっては、本実施要領及び仕様書を熟読すること。

イ 1事業者につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合は失格となること。

ウ 書類提出後の変更、差し替え又は再提出は認めない。ヒアリング審査時の追加資料の提出

及び提示も認めないこと。

エ 提出書類は返却しないこと。

(4) 提出書類（企画提案書等）に関する質問の受付及び回答

提出書類（企画提案書等）の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。なお、審査及び評価に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和8年9月15日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出先

本要領13に掲げる事務局

ウ 提出書式

質問書（様式6）

エ 提出方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「深谷市児童育成支援拠点事業運営業務委託（第2次審査）に関する質問」として、送信すること。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、令和8年9月18日（金）午後5時までに、市ホームページに掲載する。

9 受託候補者の審査及び評価

(1) 第1次審査

ア 審査方法

審査委員会において、提出書類（参加申込書等）の書類審査を行い、第2次審査関連書類の提出を要請する者を上位から5者の範囲において選定する。ただし、審査対象者が5者以下であった場合は、審査を省略し、すべての者を第1次審査の選定者とする。

また、審査委員会は非公開とする。

イ 実施日

令和8年9月11日（金）

ウ 結果の通知

参加申込した者全員に対して、第1次審査結果通知書を電子メールにて通知する。

(2) 第2次審査

ア 審査方法

第1次審査で選定された者によるプレゼンテーション並びに審査委員会によるヒアリン

グ、審査及び評価を行い、受託候補者1者及び次席者1者を特定する。ただし、審査の結果、合計点が60点に満たない者は選定の対象としない。

なお、第2次審査の評価項目のうち、「経営状況・業務実績」については、第1次審査における審査結果（採点）を評価に反映するものとする。また、審査委員会は非公開とする。

イ 実施日・実施場所

令和8年10月7日(水)に深谷市役所にて予定しており、招集時間等は個別に通知する。

なお、プレゼンテーションの順番は、事前に事務局がくじにより決定する。

ウ プレゼンテーション・ヒアリング時の留意事項

説明者は3名以内とする。説明に際しては、提出した企画提案書のみを用いた内容説明とし、パワーポイント等によるプロジェクターまたはモニター（事務局で用意）を使用しての説明とすること。その後、審査委員会からのヒアリングを実施する。

説明に用いることができる資料は、事前に提出した企画提案書のみとし、追加提案や追加資料は認めない。

エ 結果の通知

第2次審査に参加した者全員に対して、第2次審査結果通知書を電子メールにて通知する。

なお、本業務委託の契約締結後、審査委員会における審査結果（順位・合計点）を公表するものとする。また、受託候補者及び次席者については、その名称まで公表するものとする。

（4）評価項目等

審査における評価項目、評価の視点及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

	評価項目	評価の視点		配点
第1次審査	経営状況	経営状況の健全性・安定性		20点
	業務執行体制			
	業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験 ・過去5年間における業務実績（本要領「6 参加資格（1）」にあげる事業の業務実績）		30点
合計				50点

第2次審査	経営状況・業務実績	・本業務に類似した業務を行った実績があるか。		10 点
	基本理念	・児童育成支援拠点事業ガイドラインを理解しており、本事業を行う上での基本的な考え方が適切か。		5 点
	業務の実施方法	・業務実施までのスケジュールが具体的かつ妥当なものか。		5 点
		・事業の実施体制（開所時間、定員、人員配置、支援の流れ）が具体的に提案され、また、研修体制も確立されているか。		5 点
		・個人情報の取扱方法は適切か。		5 点
		・児童、保護者からの要望及び苦情への対応方法は適切か。		5 点
		・事故、災害時の対応、防犯対策、衛生管理体制など、安全面の確保は十分か（こども性暴力防止法に対する取り組みを含む）。		5 点
	支援の実施	・安全・安心な居場所の提供に向けた、部屋の配置や環境づくり等の取り組みが具体的に示されているか。		10 点
		・生活習慣の形成に向けた取り組みが具体的に示されているか。		5 点
		・学習支援に向けた取り組み（宿題の見守り、学習習慣を身につけるサポート等）が具体的に示されているか。		5 点
		・衛生的で栄養のある食事の提供に向けた取り組みが具体的に示されているか。		5 点
		・課外活動についての取り組みについて、様々な学びや体験ができる取り組みが具体的に示されているか。		5 点

		・関係機関との連携及び関係構築の具体的な取り組みが考えられているか。		5 点
		・保護者への情報提供、相談支援に向けた具体的な提案はあるか。		5 点
		・送迎支援に向けた取り組みは、本事業の目的を達成するのに十分なものか。		5 点
		・実施内容をより充実させるための工夫や有効・有益と思われる提案がされているか。		10 点
	見積書	・配点×（全企画提案者のうち最低見積金額（固定費））／（当該企画提案者見積金額（固定費）） ※少数点第1位を四捨五入 ※固定費：施設の開設準備経費（施設改修費）を除く費用		5 点
合計				100 点

10 業務委託契約に関する事項

（1） 契約の締結

市は、第2次審査により受託候補者として特定された者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約交渉が不調となった場合又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、次席者として特定された者と契約交渉を行うものとする。

（2） 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、市と受託者の協議の上、定めるものとする。

イ 受託者は委託業務の全部及び一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（3） 業務内容及び留意事項

本業務の実施にあたっては、市と十分協議して進めるものとする。

11 参加者の失格

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出書類（参加申込書等）を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- ア 提出期限を過ぎて書類を提出した場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- エ 本要領2（4）に示す委託上限額（令和8年度、令和9年度の各年度）を超えた場合
- オ 事業者が複数の提案書を提出した場合
- カ 本要領6に示す参加資格要件を欠くことになった場合
- キ その他本要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合

12 その他

- （1） 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- （2） 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （3） 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- （4） 受託候補者又は次席者として特定され、本業務委託の受託者として契約締結した者が本プロポーザルのために作成した本要領8（1）ア（企画提案書）に係る著作権は本市に帰属するものとする。
- （5） 提出資料の著作権は提案者に属するが、市は提出された資料について、深谷市情報公開条例（平成18年深谷市条例第13号）の規定に基づく請求により、第三者に開示することができるものとする。ただし、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報等については、非公開とする場合がある。
- （6） 提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて本市から疑義事項の照会を行うことがある。
- （7） 参加申込書、企画提案書を取り下げる場合や契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

13 事務局

深谷市こども未来部こども青少年課 児童相談係

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11番1号

電話：048-551-4410 FAX：048-551-4480

E-mail：jidou@city.fukaya.saitama.jp